

毎週七、日曜日発行（但休日には当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 建築代理業者の登録
右 同
建築代理業者の登録まつ、消
道路の位置廃止
肥料取締法に基づく肥料検査の結果
農地法に基づく取消公示
町村の廃置分合
地方公務員法に基づく公平委員会の事務委託
について
建設業者の登録まつ、消
右 同
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 農業災害補償法に基づく昭和二十九年産麦に
適用する反当共済金額の基準額等
- ◇難報 押収物還付公告掲載新聞について
- ◇叙任及び辞令 水石仲藏外
- ◇正誤 昭和二十八年十二月十五日鳥取県告示第五

百三十七号中訂正

告示

鳥取県告示第五百五十四号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十八年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	年月日	本籍	現住所	氏名	業務管理者
三	三、七	気高郡青谷町紙屋谷	倉吉市仲之町	株式会社旭工務店 藤内 馨	二級建築士藤内 馨
四	〃	西伯郡成実村奥谷	〃	佐藤建築事務所 佐藤 新一	〃 佐藤 新一
五	〃	米子市道笑町一丁目	尾高町一〇〇	大谷建築設計事務所大谷 武	〃 大谷 武
六	〃	島根県鏡川郡大社町	鳥取県米子市東町四六	樋野建築事務所 樋野 繁治	一級建築士樋野 繁治
七	六、八	米子市加茂町二丁目	〃	株式会社栗林組 栗林 力吉	〃 谷口 忠一
八	〃	米子市灘町二丁目二九	錦町一丁目九二	石原建築事務所 石原 健次	〃 石原 健次
九	〃	鳥取市賀露町一二七六	〃	諸家建築事務所 諸家 喜藏	二級建築士諸家 喜藏
一〇	〃	八頭郡安部村日下部四三九	〃	八千代建設株式会社 南口 良平	〃 谷尾 春吉
一一	〃	鳥取市賀露町	〃	芥島建築事務所 芥島 宗市	〃 芥島 宗市
一二	六、九	米子市万能町六四	〃	久古組 久古 一夫	〃 近岡 巖
一三	〃	鳥取市湖山町一八九六	米子市内町一〇五	三和建設株式会社 谷口 順一	〃 足立 誠
一四	〃	鳥取市大工町頭二〇四	〃	斧村建築事務所 斧村 幾次郎	一級建築士斧村幾次郎
一五	〃	東伯郡羽合町字野一三〇	〃	尾崎建築事務所 尾崎 文藏	二級建築士尾崎 文藏
一六	〃	島根県松江市浜乃木町空鳥取県米子市富士見町一ノ三五	〃	吉田 光晴	一級建築士吉田 光晴
一七	〃	鳥取市三軒屋町一五	一階町一丁目	米子市茶町六五 山本工業株式会社 米子支店	〃 内田 左傳

登録番号	年月日	本籍	現住所	氏名	業務管理者
一五	〃	東伯郡下北条村田井	倉吉市住吉町九八	株式会社河田組 河田 勉三	二級建築士河田 勉三
一六	〃	八頭郡用瀬町用瀬	〃	田淵建築事務所 田淵千代藏	〃 田淵千代藏
一七	〃	気高郡浜村町下原六八	〃	尾崎建築事務所 尾崎 幸男	〃 尾崎 幸男
一八	〃	西伯郡庄内村高田	米子市角盤町二ノ九	桑本建築事務所 桑本真太郎	一級建築士桑本真太郎
<p>鳥取県告示第五百五十五号 鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。 昭和二十八年十二月二十二日 鳥取県知事 西 尾 愛 治</p>					
<p>鳥取県告示第五百五十六号 鳥取県建築代理業者名簿から次の者を昭和二十八年十二月十五日まづ消した。 昭和二十八年十二月二十二日 鳥取県知事 西 尾 愛 治</p>					
登録番号	登録年月日	本籍	現住所	氏名	業務管理者
二二六	昭和二十七年二月一日	鳥取市材木町三八	〃	田中建築士事務所 田中 庄七	二級建築士 田中 庄七
九一	昭和二十六年八月一日	倉吉市明治町一、五五五	〃	明治機械製作所 齊木 久壽	建築代理士 上野須磨雄

二二二 〃二十六年 八頭郡智頭町新見二七 〃山郷村中原
十月一日

河村建築代理士事務所 建築代理士
河村宗一郎 河村宗一郎

鳥取県告示第五百五十七号

建築基準法施行細則(昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号)第十三条の規定により次のとおり道路の位置を廃止した。

昭和二十八年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 申請人の住所氏名

倉吉市新町三丁目一〇八〇 竹の家啓三郎

一 道路の位置 倉吉市明治町

一 道路の延長 一五、二メートル

一 道路の中員 四メートル

一 図 面 省略

第五項の規定に基き、昭和二十八年十月及び十一月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和二十八年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

肥料の種類	保証票添附者	検査点数	内合不格検査点数
硫酸アンモニア	別府化学工業株式会社	二〇	〇
過燐酸石灰	日産化学工業株式会社	二〇	〇
化成肥料	〃	一五	〇

鳥取県告示第五百六十号

昭和二十八年一月十三日付鳥取県告示第十三号で公示した左記土地は国が買収しないことになったので、農地法(昭和二十七年法律第二百十九号)第四十八条第六項の規定により取消の公示をする。

昭和二十八年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一所 在 鳥取県東伯郡由良町大字由良宿
二 土 地

大字	字	地番	台帳目録 台帳 現況	台帳面積	買収面積	摘 要
由良宿	上ノヲソチ	二、〇三七ノ三	山林	、六二二	、六二二	由良地区
〃	〃	二、〇三七ノ四	〃	、〇二九	、〇二九	〃
〃	〃	二、〇三七ノ二	〃	、四〇六	、四〇六	〃
〃	〃	二、〇三七ノ五	〃	、〇一〇	、〇一〇	〃
〃	〃	二、〇三七ノ六	〃	、〇〇八	、〇〇八	〃
〃	〃	二、〇三九ノ二	〃	、四一四	、四一四	〃
〃	〃	二、〇三九ノ三	〃	、〇〇四	、〇〇四	〃
〃	〃	二、〇三九ノ四	〃	、〇二〇	、〇二〇	〃
〃	〃	二、〇四〇ノ二	〃	五、九二二	五、九二二	〃
〃	〃	二、〇四〇ノ三	〃	、〇二四	、〇二四	〃
〃	〃	二、〇四二ノ一	〃	、四〇九	、四〇九	〃
〃	〃	二、〇四二ノ二	〃	、三二五	、三二五	〃
〃	〃	二、〇四二ノ三	〃	、〇〇五	、〇〇五	〃
〃	下樽田	二、一〇四	〃	一、一一二	一、一一二	〃

野口	二、〇五四	三、一一六
"	二、〇五六	五〇六
"	二、〇五七	三、三三三
"	二、〇五八	七、九二四
計		二四、〇〇五

鳥取県告示第五百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により東伯郡赤碕町、成美村、安田村及び以西村を廃し、その区域をもつて、新たに赤碕町を置き、昭和二十九年一月一日から施行する。

なお、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七号第一項の規定による赤碕町の人口は一一、六一二人である。

昭和二十八年十二月二十二日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百六十二号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、邑法第一中学校組合の公平委員会の事務を次の規約により鳥取県に委託を受けた。

昭和二十八年十二月二十二日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

岩美郡邑法第一中学校組合と鳥取県との間の公平委員会
の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）
第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき邑法第一中学校組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定す

る公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但し、その費用は甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

登録番号	登録年月日	名 称	所 在 地
鳥取県知事登録（ろ）第八七号	昭二六、一〇、一九	鳥取水道工業株式会社	鳥取市本町二丁目二
第一四号	"	共立建設有限会社	八頭郡用瀬町用瀬二五
第四〇号	"	吉田建設株式会社	倉吉町宮川町五九
第九五号	"	笠見組	東伯郡西郷村八屋二七
第二〇号	"	大沢組	西伯郡境町浜町六〇

附 則

この規約は、昭和二十八年十二月一日から適用する。

鳥取県告示第五百六十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和二十八年十二月二十二日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	申請者氏名	所 在 地
鳥取市本町二丁目二	平賀 傳一	昭二八、一〇、一九	鳥取市本町二丁目二
八頭郡用瀬町用瀬二五	池本 義雄	"	八頭郡用瀬町用瀬二五
倉吉町宮川町五九	吉田 照一	"	倉吉町宮川町五九
東伯郡西郷村八屋二七	笠見 京藏	"	東伯郡西郷村八屋二七
西伯郡境町浜町六〇	大浜 章三	"	西伯郡境町浜町六〇

